

感対第702-2号
令和6年12月5日

県内医療機関 管理者 様

埼玉県知事 大野 元裕

今冬の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた
外来医療体制の確保について（依頼）

日頃、本県の保健医療行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）につきましては、本年度から通常の医療に完全移行したところですが、未だ終息には至っていないことから、引き続き発熱患者等に対する医療提供体制の確保が重要となっております。

現在、本県における新型コロナの定点報告は、「2. 48（12月4日県発表）」と低い水準にありますが、例年、冬の時期に感染拡大期を迎えていることを踏まえ、下記のとおり外来医療体制の確保等について御協力をお願いいたします。

記

1. 外来医療体制の確保について

- 本年4月からの自律的な通常の対応への移行を踏まえた、幅広い医療機関による対応をお願いいたします。
- 貴院におかれましては、今冬に想定される感染拡大に備え、新型コロナの診療に対応できるよう、発熱等の症状を有する患者（以下「発熱患者等」という。）を受け入れるための適切な準備をお願いいたします。
- 一方、診療が困難な場合には、対応可能な医療機関に対応を依頼することや、発熱患者等に対して対応可能な医療機関をお伝えするなどの御対応をお願いいたします。
なお、年末年始の期間中は休診扱いとなる医療機関が重なることが想定されます。
本県では、下記2のとおり、年末年始（令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日））に発熱患者等の診療を行う医療機関の情報を集約したうえで、県ホームページで公開させていただく予定です。対応可能な医療機関に対応を依頼する際や発熱患者等へお伝えする際の一助にしてください（*）。

（*）「医療機関の受診について（12月27日（金）公開予定）」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>



2. 年末年始の発熱患者等の診療について

- 年末年始（令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日））については、診療日や診療時間が通常と異なり、休診扱いとなる医療機関が重なることが想定されます。
- 県では、そのような期間においても、救急電話相談窓口（#7119）への問い合わせがひっ迫することなく、外来診療を必要とする方が安心して医療機関を受診できるよう、年末年始における発熱患者等の診療状況について、県ホームページに掲載させていただきます。
- 年末年始の診療日及び診療時間について、県ホームページへの掲載が可能という場合は、御多忙のところ大変恐縮ですが、令和6年12月17日（火）17時00分までに以下のURL又はQRコードから御回答ください。

【令和6年度年末年始における発熱患者の診療状況について】

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/corona-sitei/nematsu_nenshi2024.html



（照会項目）

- ・医療機関名、保険医療機関番号
- ・医療機関所在地、連絡先
- ・令和6年12月28日（土）～令和7年1月5日（日）の発熱患者の診療日、診療時間
- ・小児、妊婦への対応の有無

3. 第二種協定指定医療機関について

- 感染症法に基づき第二種協定指定医療機関（発熱外来を行うもの）の指定を受けている医療機関につきましては、同指定が診療報酬における外来感染対策向上加算等の施設基準（*）の一つとされていることも踏まえ、上記1の外来医療体制の確保について積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

（*） 外来感染対策向上加算等の施設基準（一部抜粋）

「当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として、空間的・時間的分離により発熱患者等の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。」

4. 医療機関等情報支援システム（G-MIS）の入力について（第二種協定指定医療機関向け）

- 感染拡大局面においては、全県での外来ひっ迫に対する状況の共有が重要であり、また、正確な状況把握は、県民への適切な注意喚起を通じた感染拡大の防止や、拡大防止による外来医療体制の維持にとりましても重要と考えております。
- 本県では、これまでG-MISを通じて外来ひっ迫の状況を御報告いただくことにより、新型コロナによる外来のひっ迫状況を把握しておりました。
- 日々の診療で御多忙のところ大変恐縮ですが、今冬につきましても、G-MISを通じた調査（G-MISへの入力）について御協力くださいますようお願いいたします。
- なお、現在、国においてG-MISの一部機能を改修しているところがございますので、調査（G-MISへの入力）方法については、後日改めてお知らせいたします。

5. 医薬品について

- 新型コロナウイルス感染症等の対症療法薬として使用される解熱鎮痛薬、鎮咳薬（咳止め）、去痰薬、トラネキサム酸や新型コロナウイルス感染症治療薬について、冬の感染拡大下にあっても、当該医薬品を必要とする患者に対し必要な医薬品が広く行き渡るよう、医療機関においては、過剰な発注を控えていただき、当面の必要量に見合う範囲内で御購入いただきますようお願いいたします。

- また、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきますようお願いいたします。

医療用医薬品の供給状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。

【厚生労働省ウェブサイト 医療用医薬品供給状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/04_00003.html



- なお、感染症対症療法薬については、厚生労働省が「医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口（医療用解熱鎮痛薬等110番）」を設けておりますので、あわせて御活用ください。

【厚生労働省ウェブサイト 医療用解熱鎮痛薬等の安定供給に関する相談窓口】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29794.html



6. 抗原定性検査キットについて

- 抗原定性検査キットについては、冬の感染拡大に備える観点から、医療機関においては、一定期間内に必要となる数量をあらかじめ計画的に発注していただくようお願いいたします。なお、発注に当たりましては、これまでの感染拡大における必要量を踏まえながら、過剰な発注は控えていただくようお願いいたします。
- また、供給状況によっては、他社製品の使用についても考慮していただきますようお願いいたします。
- なお、各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能です。
【厚生労働省ウェブサイト 抗原定性検査キットの各製造販売業者における在庫状況及び各医薬品卸売販売業者における取扱状況】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37927.html#h2_free3



【問い合わせ先】

1～4について

担 当：保健医療部感染症対策課企画担当
電 話：048-830-7503

5、6について

担 当：保健医療部薬務課販売指導担当
電 話：048-830-3622